

コミュニティバスやわた 이용자5万人突破

昨年9月に実施したコミバスの利用実態調査結果では、利用者の約8割近くが女性で、年齢別では50歳以上の方が全体の約8割を占め、高齢になるに従い利用が増え体の約5割が70歳以上の方が占めている状況となっています。

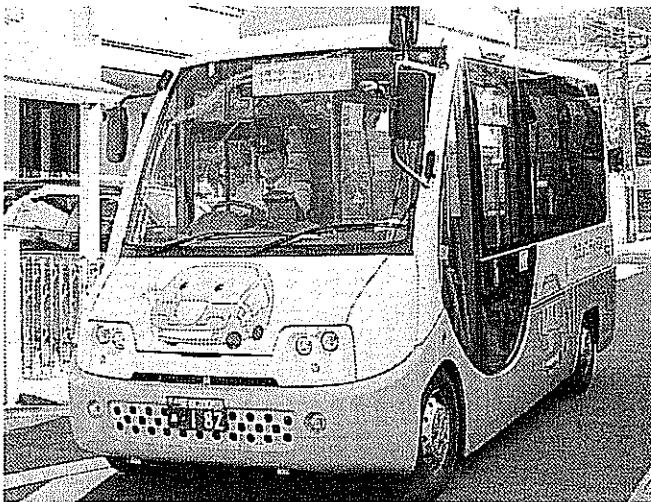
目的別では、通院に利用されている方が約4割で、9割以上の方が市内施設への利用となっています。最も多く利用される施設等は、橋本から市民体育館行きでは、京都市八幡病院、八幡市役所、市民体育館、八幡中央病院、関西医大男山病院、四羣彩館、生涯学習センターなど、また市民体育館から橋本行きでは、生涯学習センター、橋本栗ヶ谷、関西医大男山病院、八幡市役所、

「ミニユニティバスやわたば、道路が狭く
バス路線が少ない橋本地域や、路線バスの
連絡が悪い男山地区と東部地区とを直接結
び、あわせて市内の主要公共施設を結ぶこと
により利便性を高め、公共交通としての
バス交通の可能性を探るため、2年間国の
補助を得て実証運行しています。

昨年2月6日の運行開始から12月7日で
5万人を突破し、12月15日現在の乗車総数
は5万1388人で、運行開始した当初は
6・6人であった一便当たりの平均乗客数
が、今では一便当たり9・1人に増えてい
ます。

市議會
定例會

全議案可決し閉会



利用者が5万人を突破したコミュニティバスやわた

よしたら管理・交通課ま
ね、大妻と八幡第一小学校
より、美濃山方面からのコ
ミ、およびコミバスから美
経きをされる方のコミバ
(大人・小人とも) とし
てください。

11月には、コミバスの運行を検証するため、同会議が開かれ、これまでの運行を踏まえて運行時間等の改善点やルート見直しなどの検討を行うことになります。同会議は、今後定期的に開催する予定です。

自動体外式除細動器(AED)設置



卷之三

平成16年7月に心臓停止を電気ショックで回復させる自動体外式除細動器（AED）の使用が一般市民にも認めら

自動体外式除細動器は、心停止後迅速に使用すれば、生存率が高まる医療機器で、救急車到着前の救命に大きな貢献が期待されます。

指定管理者制度を導入している施設

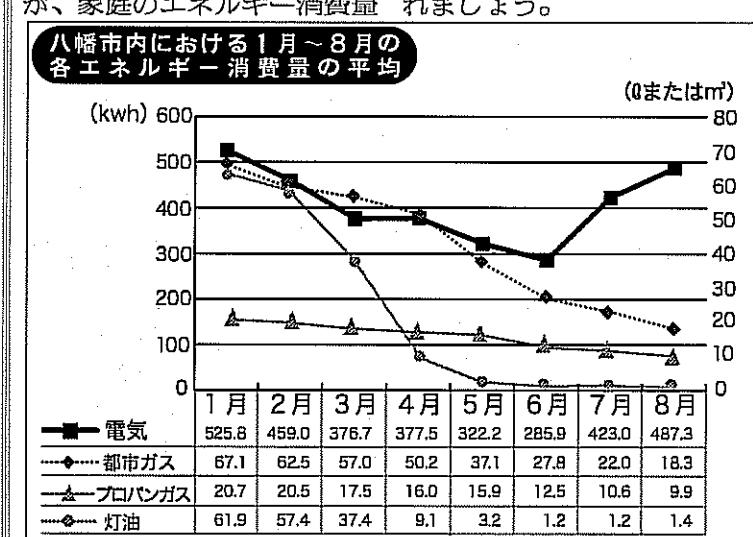
施設名	指定管理者	指定期間	担当課
市立福祉会館	社会福祉法人八幡市社会福祉協議会	平成18年4月1日～23年3月31日	福祉総務課
市立八寿園	社会福祉法人八幡市社会福祉協議会	平成18年4月1日～23年3月31日	福祉総務課
八幡市文化センター	財団法人やわた市民文化事業団	平成18年4月1日～23年3月31日	社会教育課
市立松花堂庭園	財団法人やわた市民文化事業団	平成18年4月1日～23年3月31日	社会教育課
市立松花堂美術館	財団法人やわた市民文化事業団	平成18年4月1日～23年3月31日	社会教育課
市立やわた流れ橋交流プラザ	株式会社京阪エンジニアリングサービス	平成18年4月1日～21年3月31日	農政課
都市公園	財団法人八幡市公園施設事業団	平成18年4月1日～23年3月31日	計画・公園課
市立志水防災広場	財団法人八幡市公園施設事業団	平成18年4月1日～23年3月31日	計画・公園課
八幡市民体育館	財団法人八幡市公園施設事業団	平成18年4月1日～23年3月31日	計画・公園課

公共施設の管理運営に 指定管理者制度を導入

公共施設の管理運営に 指定管理者制度を導入

市では、平成10年市議会第2回定期会で「八幡市の施設指定管理者条例」を提案、公の施設指定管理者選定委員会を設置することとともに、指定管理者制度に基づき、指定管理者候補を選定してきました。

このほど、平成17年市議会第4回定期会で上程とのとおり、指定管理者が決まりましたのでお知らせします。



(出典:平成16年度エネルギー使用量調査結果より)

▶問い合わせ 環境保全課

火災・救急統計

消防本部			981-4119
17年1月～11月累計(11月分のみ)			昨年同期累計
火災出動	9件	(0件)	24件
火災以外の出動	147件	(18件)	152件
救急出動	2868件	(271件)	2542件
搬送人員	2743人	(268人)	2427人

消防出初式を行います

日 時 1月8日(日)午前10時～
場 所 男山第二中学校グラウンド
※一斉放水は、午前11時15分頃の予定です。お誘い合わせのうえ、ご観覧にお越しください。
◆問い合わせ 消防本部 ☎981-4119

児童虐待防止ネットワーク会議発足

活発な意見交換を行う会議の参加者たち



児童虐待は、子どもの心と身体の健やかな成長や、人格の形成に深刻な影響を与える重大な人権侵害です。改正児童福祉法が施行され、児童相談・虐待の通告先が市町村の業務として明確化されたことを受け、このほど市では、児童虐待の早期発見や早期対応に向けて、行政や関係機関等で組織する「八幡市児童虐待防止ネットワーク会議」を発足させました。

初会合では、府宇治児童相談所、八幡署、山城北保健所のほか、民生児童委員、社会福祉協議会、学校等関係者の代表らが出席。鴨田隆保健福祉部長を運びました。

会議では、市内の児童相談の現状について説明があり、虐待防止に向けた市の取り組みについて報告。意見交換では、出席者からしました。

連携強化して 早期発見に全力

つけと虐待をめぐる判断の難しさや、親が孤立しないよう支えます」との大切さなど、活発な意見が出されました。

市では、今後さらに、関係機関との連携を強化して、児童虐待の未然防止や早期発見に務めていきます。

◆問い合わせ 児童福祉課

夢と志をはぐくむ教育目標

◆問い合わせ 学校教育課

学校UD化構想決定

市教育委員会は、学校改革懇話会からの答申を踏まえ、学校改革の方向性を示す「八幡市学校UD化構想」を、

のほど決定しました。

社会が急速に変化し、学校への期待が高まっているなか、変化や期待に対応し、子どもたちが生涯にわたって自らの夢や未来にチャレンジできるよう、これまでの取り組みの成果を受け継ぐとともに、新たな視点に立った学校づくりに取り組みます。

構想は、学校改革の方向性を明確にし、市民から学校が信頼され、子どもたちが安心して通うことができる、樂しく魅力ある学校づくりのため、あらゆる人が安心して快適に生活できる社会の実現を目指した「ユニバーサルデザイン」を基本理念として、「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変えて、子どもた

◆問い合わせ 学校教育課

子ども会議が活動報告会

いじめを見直し隊▽「どうすれば皆が楽しく学校に来る」とができるか」みんなが樂しく学校に来れるには▽「学校の構造と雰囲気とは▽「学校のタバコについて」など、学生内喫煙など、学校をよくするために自ら設定した課題について議論と調査を重ね、成

去年5月に市内小学校、中生徒37人の委員が「グループに分かれ、話し合い▽「学校のルールとマナー」言葉の暴力をなくすには▽「学校の校舎について」二小と西小をもつときれいに▽「学校の安全」には▽「学校のいじめと人権」

同会議は、子どもが積極的に社会活動にかかわることで、住民自治の基本や住民参加の必要性を学び、将来の住民参加につなげようというものです。

◆問い合わせ 学校教育課

市役所では、環境問題に率先して取り組むため、市独自の環境マネジメントシステムを構築し、運用を行っています。

大きな特徴として、市の取り組みに対する監査の際に、環境問題の専門家に加え、市民や事業者の方々にも監査チームに参加をいただいており、このたび、平成17年度の監査に市民環境監査員として、ご協力をいただける方を募集します。

市役所や小・中学校、幼稚園、保育園等に出向き、環境に関する取り組みを聞き取り監査する監査員をやってみませんか？ なお、専門的な知識は特に不要です。お気軽にご応募ください。

八幡市環境マネジメントシステム監査員を募集

○募集対象 環境問題に関心のある八幡市内在住・在勤者で、事前研修を含め、監査日程のすべてに参加が可能な方

○募集人数 若干名

○応募方法 ハガキに住所、氏名、年齢、生年月日、電話番号と応募の動機を記入の上、1月20日（金）までに市役所環境保全課に提出してください。

○監査日程 2月8日（水）、9日（木）、10日（金）の午前9時～午後5時（予定）

○事前研修日程 2月3日（金）午後1時30分～4時30分（予定）

○選考方法 基準に基づき、市の外部監査機関である「環境自治体会議環境政策研究所」において、選考されます。

◆問い合わせ 環境保全課



今年度の活動を報告する子ども会議の委員

有智郷施設園芸部が受賞
士づくりコンクールにおいて

有智郷（うちごう）施設園芸部会がこのほど、「京都府士づくりコンクール」において

ハローワークの求人情報市役所でも

ハローワーク伏見・枚方の最新の求人情報（一般・パート別）を市役所でも提供しています。求人情報を纏めたファイルは市役所1階・庁舎案内横にあります。閲覧自由です。ご利用ください。

◆問い合わせ 商工観光課

農林水産業労働者表彰
中西万長さん（八幡園内）、
中野民夫さん（岩田竹綱）がこのほど、京都府農林水産業功労者表彰を受けました。

今回の表彰は、多年にわたり府内の農林水産業の振興と発展に貢献されたと認められた団体に対して行われるもので、中西さんは農業経営者の強化の促進に担い手認定者として積極的に取り組まれるなど、地域農業の振興と発展に貢献されたと認められたことによるものです。

◆問い合わせ 農政課

口座振替の申し込みは、八幡市収納取扱金融機関、郵便局、市役所の窓口で手続きができます。通帳と届出印、納付書を忘れず持参ください。

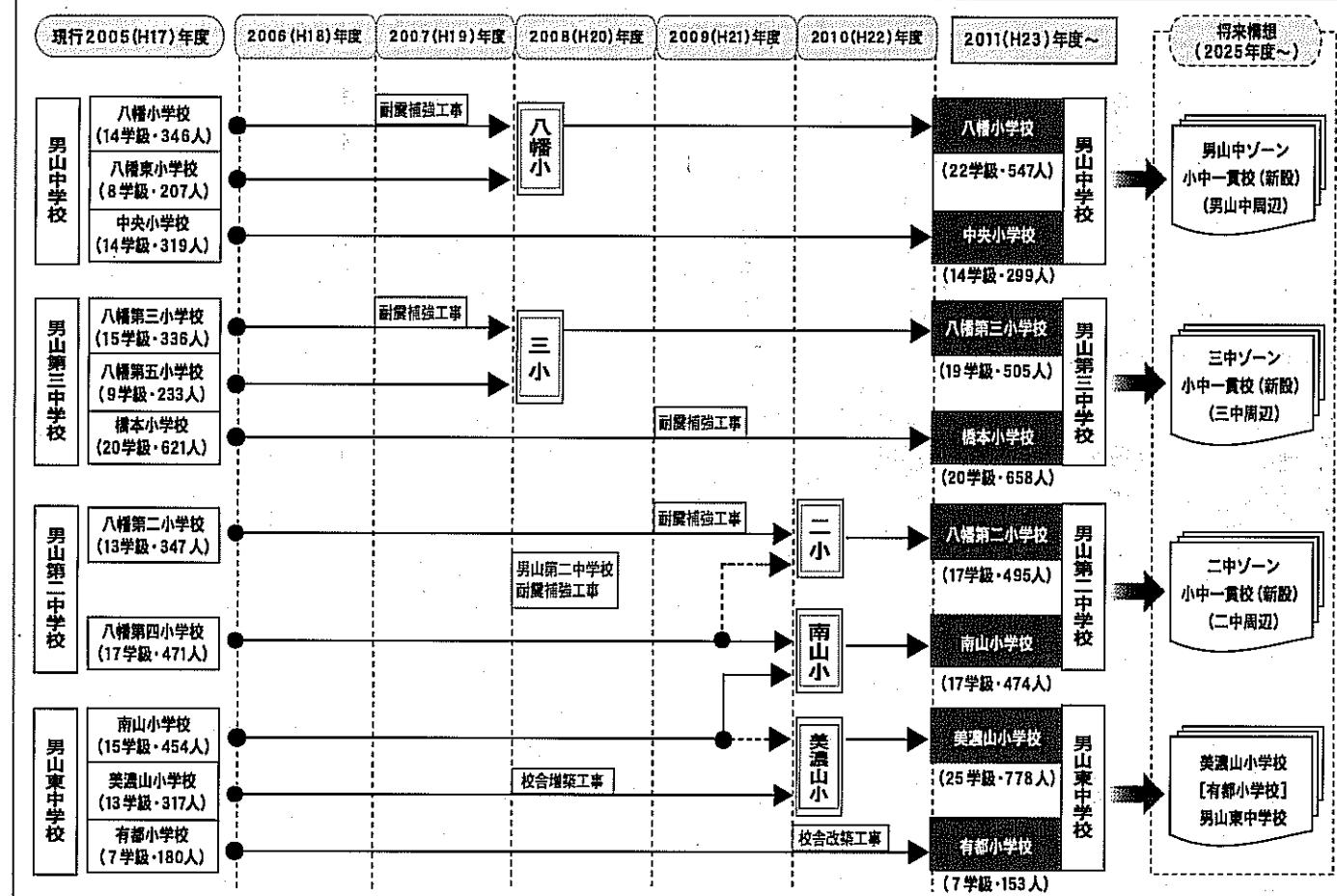
◆問い合わせ 983-1111
(代)
市税・国保税は納税課へ、上下水道料金は水道総務課へ、介護保険料は高齢介護課へ、それでお問い合わせください。

学校再編整備計画案を策定

市教育委員会では、主体的に自らの責任と負担で魅力ある地域づくりを行う地方分権型社会の実現と、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するために、現行の11小学校を8小学校に再編整備を行います。また、将

来を想定した学校づくりとして、「八幡市学校UD（ユニバーサルデザイン）化構想」に基づいた小中一貫校とコミュニティ施設併設した3つの教育ゾーンの設置に向けた取り組みを図ります。

計画案



市教育委員会では、社会環境が大きく変化する中、八幡市のまちづくりの方向性および行政環境等に着目しながら、中・長期的な展望に立った学校施設のあり方について、将来の児童生徒数の動向や校舎の耐用年数等を把握した上で、学校の再編整備についての基本的な考え方をまとめた計画案を策定しました。

◆問い合わせ 学校教育課

八幡市立小学校の児童数は、昭和58年度の865人をピークに減少が続いている。平成17年度はピーク時の約43%, 16880人になっています。また、学校規模の格差が拡大し、八幡・川口地区や男山地区では小規模校化が進行する一方、美濃山地区の小

人、中学校の生徒数は、昭和63年度の3,933人をピークに減少が続き、平成17年度はピーク時の約44%, 3,831人

人、中学校の生徒数は、昭和63年度の3,933人をピークに減少が続き、平成17年度はピーク時の約44%, 3,831人

に沿って、中学校工アリアの見直しを行い、小学校の再編整備を推進していくことを目指します。

そこで、よりよい教育環境を整備するため、「市民委員会」と「地域協議会」や「子ども会議」の提言をふまえ、「八幡市学校改組懇話会」の中間答申

を基に、保護者や地域住民の意向を尊重し、通学距離・児童生徒数・地域コミュニティ・地域事情等を勘案して、最終的な通学区域を決定する。

（1）児童生徒が早く打ち解けられるよう、事前にクラス編制などの面で配慮する。

（2）本市の財政状況をふまえて、既存校舎の耐震補強工事を実施し、学級編制等により、地域の意見を尊重する。

（3）教育課程の編成や教育方針、学校運営などに係る学校間の話し合いを重視する。

（4）地域協議会では、5回にわたりて

再編について提言

ループ討議を通じて活発な意見交換や問題提起が行われました。価値観が多様化する中、グループごとの討議を集約して、「学校・家庭・地域の改善点」と、左表のとおり「学校再編整備への提言」としてとりまとめ、教育委員会が責任を持って判断する

説明会を開催します

市教育委員会では、このたび策定した学校再編整備計画案について市民の皆さんとのご理解を得るために、下記の通り説明会を開催します。

○日時・場所

男山二中ブロック会場

日時 1月11日(水)
午後3時～4時30分
場所 男山公民館
2階大会議室

男山二中ブロック会場

日時 1月11日(水)
午後7時～8時30分
場所 生涯学習センター
3階ふれあいホール

男山東中ブロック会場

日時 1月12日(木)
午前10時～11時30分
場所 美濃山コミュニティセンター
1階ホール

男山中ブロック会場

日時 1月12日(木)
午後7時～8時30分
場所 文化センター
4階小ホール
詳しくは、学校教育課まで。

●学校再編整備案の基本的な考え方について
（1）八幡東小学校を八幡第三小学校に統廃合する。
（2）八幡第五小学校を八幡第三小学校に統廃合する。
（3）八幡第四小学校を八幡第二小学校と南山小学校に統廃合する。
（4）南山小学校の一部を美濃山小学校に編入する。
（5）男山東中学校の一部を男山第一中学校に編入する。

●通学区域の設定について
（1）通学区域の設定については、再編整備計画案

●跡地利用について
再編整備後の小学校跡地の利用については、教育的視点から再編整備計画の早期実施を優先し、地域要望を含めて将来構想をふまえ、市金体として具体的な協議を進め

●施設整備について
（1）教育課程の編成や教育方針、学校運営などに係る学校間の話し合いを重視する。

（2）本市の財政状況をふまえて、既存校舎の耐震補強工事を実施し、学級編制等により、地域の意見を尊重する。

（3）教育課程の編成や教育方針、学校運営などに係る学校間の話し合いを重視する。

（4）地域協議会では、5回にわたりて

（1）現状のまま（八幡小・中央小・東小）
（2）現状のまま（3校）か2校にし、将来的に1校とすること
（3）八幡小と中央小（八幡小を建て替えの期間、一時東小へ）
（4）八幡小校区と東小校区、中央小校区

（5）5年以内

（1）1号線で南山小を二中と東中に分ける
（2）南山小を二中校区にする
（3）現状のまま（有都小・南山小・美濃山小）
（4）2校（将来的には5小校地に）
（5）3校
※将来的には1校に三中・五小校地に教育ゾーンをつくる
（6）3校
（7）現状のまま（三小・五小・橋本小）
（8）現状のまま
（9）三小校区と五小校区、橋本小校区
（10）現状のまま（三小・五小・西山足立、西山和氣、興正等含む）・橋本小
（11）現状のまま
（12）有都小校区、南山小校区と美濃山小校区
（13）ただし、国道1号より南側の地域については、地域の意見を集約しながら検討する
（14）東中が1学年5クラス以上になり、二中校舎の改修（耐震等）や建て替え後
（15）保護者や地域の同意の得られた時期
（16）八幡市の教育の将来を考えて教育委員会が責任を持って判断する

男山中ブロック	男山二中ブロック	男山三中ブロック	男山東中ブロック
○現状のまま（八幡小・中央小・東小）	○二小・四小・南山小の国道1号以北を二中校区とすること（南山小校区全体を二中校区にするという意見もあり）	○現状のまま（三小・五小・橋本小）	①1号線で南山小を二中と東中に分ける ②南山小を二中校区にする ③現状のまま（有都小・南山小・美濃山小）
○2校（将来的には1校案も）	○現状のまま（3校）か2校にし、将来的に1校とすること	①2校（将来的には5小校地に） ②3校 ※将来的には1校に三中・五小校地に教育ゾーンをつくる	○3校
○八幡小と中央小（八幡小を建て替えの期間、一時東小へ）	○3校では二小・四小・南山小、2校では二小・南山小、1校では四小の校地か二中校区	①三小または五小と橋本小 ②現状のまま（三小・五小・橋本小）	○現状のまま
○八幡小校区と東小校区、中央小校区	○3校では現状のまま、2校では二小校区・南山小校区とし四小校区は二小・南山小を選択できるよう配置する	①三小校区と五小校区、橋本小校区 ②現状のまま（三小・五小・西山足立、西山和氣、興正等含む）・橋本小	○有都小校区、南山小校区と美濃山小校区 ○ただし、国道1号より南側の地域については、地域の意見を集約しながら検討する
○5年以内	○中学校では、二中の校舎整備後（平成20年度の新1年生から実施） ○小学校では児童数が減少し統合の必要性が増した時や対象校の改修工事の完了時 ○小中一貫校では計画決定時	○2～3年時間をかけて平成20年を目途に実施。 ○小学校では児童数が減少し統合の必要性が増した時や対象校の改修工事の完了時 ○小中一貫校では計画決定時	○東中が1学年5クラス以上になり、二中校舎の改修（耐震等）や建て替え後 ○保護者や地域の同意の得られた時期 ○八幡市の教育の将来を考えて教育委員会が責任を持って判断する

住宅借入金等特別控除の要件が変更されています

控除を受けるための要件

■新築住宅の場合

- ①住宅取得後6ヶ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- ②家屋の床面積（登記面積）が50平方㍍以上であること
- ③床面積の2分の1以上が、もっぱら自己の居住の用に供していること
- ④控除を受ける年の所得金額が3000万円以下であること
- ⑤民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローン等を利用していること
- ⑥住宅ローン等の返済期間が10年以上上で、しかも月賦のように分割して返済すること

■中古住宅の場合

- ①新築住宅の場合の要件にあてはま

ること

- ②建築後使用されたことがある家屋であること
- ③①及び②に該当し、その家屋の取得の日以前20年以内（マンション等の耐火建築物は25年以内）に建築されたものであること
- ④①及び②に該当し、平成17年4月1日以降に購入した、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的な基準又はこれに準ずるものに適合する家屋であること
- ※ここに掲げているのは控除を受けるための主な要件です。詳しい内容や住宅の増改築等にかかる要件については、確定申告説明会の会場でお聞きいただくか、宇治税務署（☎0774-44-4141）へお問い合わせください。

償却資産（固定資産税）の申告は1月31日までに

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または、所得税法の規定による所得の計算上、損金または、必要経費に算入されているものが対象になります。

平成18年1月1日現在に所有されている償却資産については、平成18年度の課税対象となりますので、1月31日までに申告をしていただく必要があります。

下表に掲げた具体例以外に、次のような償却資産についても申告してください。

■少額減価償却資産

耐用年数が1年以上または、取得価格が20万円以上（1個または1組当たり）のもの及び、それ以外でも法人税、所得税の計算上、一時に損金・必要経費に算入しないもの。

■遊休資産

現在稼動していないが、事業の用

に供することができる状態にあるもの。

■簿外資産

帳簿上記載されていないが、事業の用に供しているもの。

■償却済資産

既に減価償却が終わっている資産であっても事業の用に供しているもの。

■建設仮勘定資産

建設仮勘定において経理されているものであっても、1月1日現在、事業の用に供しているもの。

■資本的支出

修理・改良、その他いずれの名義をもってするかを問わず、当該金額を支出することによって、使用可能期間を延長させる部分または、当該資産の価格を増加させる部分に対応する金額。

◆問い合わせ 資産税課

資産種類	具体例
構築物	煙突、貯水池、水槽、構内配管、打込井戸、ネオン塔、門、その他土地に定着した土木設備、ビニールハウス、果樹園（家屋を家屋の所有者以外の者が改修または改造し、当該家屋の価値に増加を及ぼしたものとの内、事業用のものは償却資産になります）
機械・装置	工作機械・木工機械・印刷機械・食料品加工機械・モーター・ポンプ類等汎用機械類、旋盤、コンベア、その他機械及び装置、耕運機、田植機、脱穀機、乾燥機、コンバイン、草刈機
車両・運搬具	フォークリフト、ロードローラー、ブルドーザー等の大型特殊自動車、その他運搬具、車両で自動車税や軽自動車税の対象外のもの
工具・器具・備品	机、いす、ロッカー、金庫、パソコン、計算機、レジスター、応接セット、陳列ケース、測定機（器）などの工具類、冷蔵庫、ルームクーラー、自動販売機、医療器具、美容理容器具等

消費税の事業者免税点が1000万円に引き下げられています

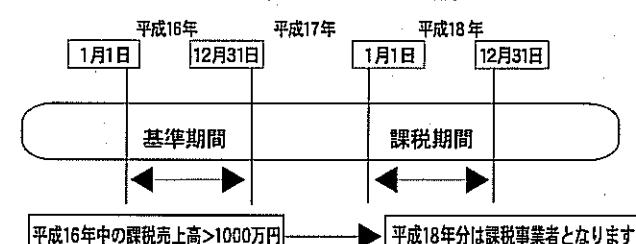
平成15年度改正により事業者の免税点の引き下げ（3000万円→1000万円）が行われています。（例えは平成16年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業者の方は平成18年分消費税の課税事業者となります）

課税事業者となるかどうかの判定は右の表で行えます。

課税事業者となる場合は、税務署へ「消費税課

平成16年分の課税売上高1000万円を超えていますか？

消費税の課税事業者となるかどうかは、基準期間（前々年）の課税売上高が1000万円を超えるかどうかにより判定します。



税事業者届出書の提出（☎0774-44-4141）へお問い合わせください。
詳しくは宇治税務署

新しく住宅や土地を購入・建築されると不動産取得税・固定資産税が減額されます

新しく住宅や土地を購入・建築された人で、次の要件に該当する場合は、不動産取得税（府税）及び固定資産税（市税）の税額が減額されます。

【不動産取得税】

住宅や住宅用の土地を取得した場合、一定の要件を満たすと課税の特例があり、不動産取得税が軽減されます。詳しい内容

については、府山城広域振興局企画総務部税務室不動産取得税係（☎0774-23-5401）へお問い合わせください。

【固定資産税】

平成17年1月2日から平成18年1月1日までに、1戸当たりの居住部分の床面積が50平方㍍以上、280平方㍍以下（1戸建て以外の貸家住宅は40平方㍍以上、280平方㍍以下）の住宅または、併用住宅で居住用の部分が一定の割合以上の住宅を新築した場合、3年にわたりて120平方㍍相当部分の固定資産税が2分の1に減額されます。

また、中高層耐火建物で地上

階数が3階以上の住宅についてには、5年にわたりて税額が同様に2分の1に減額されます。詳しくは、資産税課へお問い合わせください。

固定資産税は1月1日現在の所有者や現況により課税されます

■1月2日以降に土地や家屋を売買された場合

平成18年1月1日現在の所有者に平成18年度分の固定資産税が課税されます。（売ったあと

でも固定資産税を納めていただけになりますので、売買時に、売買の日以後の負担を当事者間で協議しておきましょう。また、登録も早く済ませておきましょう）

■1月2日以降に家屋の取壊しがあった場合

1月1日現在の現況で家屋等の判断をしますので、この場合も平成18年度分の固定資産税が課税されます。また、平成18年1月1日以前に家屋の取壊しや床面積の増減等があった場合は、速やかに資産税課へご連絡願います。詳しくは、資産税課へお問い合わせください。

税に関するお知らせ

所得税の確定申告説明会が開催されます

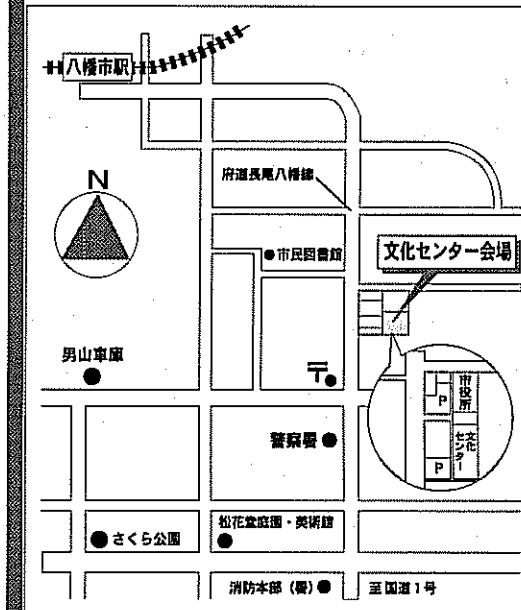
日時 1月31日（火）午前9時30分～11時
場所 市文化センター4階小ホール

宇治税務署では、平成17年分の所得税確定申告をされる方を対象に、申告説明会を開催します。説明会では、税務署の担当職員が申告に必要な書類や申告書の作成の仕方などについて詳しく説明をします。

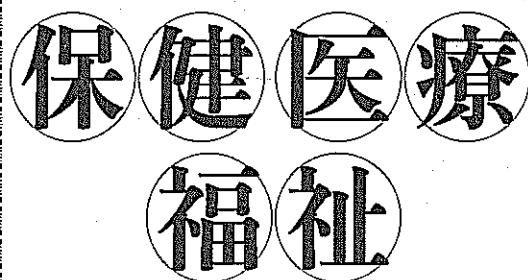
住宅借入金等特別控除についての説明も行われますので、新たに住宅購入等された方はぜひご参加ください。

また、消費税の事業者免税点の引き下げに伴い、新たに課税事業者となられる方についての説明も行われます。

文化センターへは、次の案内図をご覧のうえお越しください。なお、説明会の会場では、申告書の提出はできませんのでご注意ください。（筆記用具は各自ご用意ください。）



説明会場の駐車場は数に限りがありますので、できる限り徒步や自転車、路線バスなどをご利用のうえお越しください。
◆問い合わせ
宇治税務署
(☎0774-44-4141)



市役所への問い合わせは
☎983-1111(代)へ

保 健

- ◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ(個別に問い合わせがあるものを除く)。
- ◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
- ◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
- ◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

乳 幼 児・児 童

- ◎特に表記があるもの以外、実施場所は母子健康センターです。

▶ 3カ月児健康診査

生後3カ月児が対象。身体測定、内科診察、栄養士による離乳食・栄養相談、保健師が発達面の観察や育児についての相談に応じます。母子健康手帳と「3カ月児健康診査質問票」を持参ください。今月の対象は平成17年9月11日～9月30日生の乳児です。

日 程 1月20日(金)

受付時間 午後1時15分～2時15分

※次回は2月7日(火)です。

▶ 育児健康相談

およそ生後10カ月児が対象。身体測定、保育士によるふれあい遊びのほか、保健師が育児についての相談に応じます。生後10カ月以外にも身体測定や育児相談を行っています。今月は平成17年2月生が10カ月児対象です。

日程・場所

- 1月6日(金)母子健康センター
 - 1月10日(火)美濃山コミュニティセンター
 - 1月11日(水)男山公民館
 - 1月12日(木)男山公民館
 - 1月13日(金)橋本公民館
 - 1月17日(火)南ヶ丘隣保館
- 受付時間 午前9時30分～10時30分
※来月は2月1日(水)母子健康センターからです。

▶ 1歳6カ月児健康診査

1歳6カ月児が対象。身体測定、内科・歯科診察、歯ブラシ指導、保健指導、栄養相談と、手作りおやつの試食を行います。歯ブラシを忘れずに持参してください。

日程・対象 1月13日(金)=平成16年6月21日
～7月10日生

1月31日(火)=平成16年7月11日
～7月31日生

受付時間 午後1時～2時

※次回は2月14日(火)です。

▶ 3歳児健康診査

3歳6カ月児が対象。身体測定、検尿、視力検査、内科・歯科診察と発達面の相談を行います。幼児期最後の総合的な健康診査ですので、お子さんのふだんの様子、体の具合を知っている方と一緒にお越しください。今月の対象は平成14年7月に生まれた幼児です。

日 程 1月17日(火)、18日(水)

受付時間 午後1時～2時

※次回は2月21日(火)、22日(水)です。

マタニティスクール

これからお母さん、お父さんになる方が対象。内容は歯の健康と絵本について紹介する「歯科・育児編」(歯ブラシ、手鏡が必要)、分娩講習や沐浴実習を行う「出産・育児編」です。申し込みは開催日前日までに電話で健康推進課へ。

日 時 1月11日(水)＝「歯科・育児編」
1月27日(金)＝「出産・育児編」
午後1時30分～4時

※受付は午後1時15分から行います。

※次回は、2月2日(木)に「医学・栄養編」を行います。

▶ 離乳食教室

日 時 1月25日(水)午前9時30分～正午
場 所 南ヶ丘隣保館
定 員 おおむね15組(先着順)
持ち物 エプロン、手ふき、筆記用具、おむつ、ミルク、母子健康手帳、離乳食ガイドブックなど

申し込み 1月20日(金)までに電話で健康推進課へ

※当日欠席の場合は必ず連絡してください。

※次回は3月22日(水)です。

予防接種

▶ 三種混合予防接種

生後3カ月以上～満7歳6カ月未満(接種日基準)の乳幼児に、三種混合予防接種(ジフテリア・百日咳・破傷風)を行います。

日 程 1月19日(木)、26日(木)

受付時間 午後1時20分～2時20分

場 所 母子健康センター

【注】初回接種(三種混合Ⅰ期)は3～8週間の期間をあけて、合計で3回接種を受けてください。▼追加接種は初回接種3回終了後1年～1年半までに1回接種を受けてください。▼三種混合予防接種は接種回数が多いため、他の予防接種との間隔に注意してください。

※次回は2月9日(木)、16日(木)、23日(木)です。

▶ 麻しん(はしか)予防接種

対 象 満1歳以上～満7歳6カ月未満の幼児

接 種 市発行の「依頼書」を市内医療機関に持参して接種を受けてください。平成16年12月生の幼児、平成17年1月1日～1月10日生の幼児に1月10日頃に、平成17年1月11日～1月20日生の幼児に1月20日頃に、平成17年1月21日～1月31日生の幼児に1月末日頃に依頼書を送付します。満1歳になつたらできるだけ早く受けましょう。

その他の満7歳6カ月未満(接種日基準)の幼児で希望者には依頼書を発行します。下段の申込書に必要事項を記入して健康推進課へ。

※電話での申し込みは受け付けていません。

切り取り線

年 月 日 申込

予防接種申込書 (該当の予防接種に○をしてください)			
麻しん・風しん・日本脳炎(一枚)			
※日本脳炎予防接種は必要枚数も記入してください。			
ふりがな 名 前	生年月日	年 月 日 (歳 力月)	
住 所 八幡市	保護者名		
	電 話	—	

▶ 風しん予防接種

対 象 満1歳以上～満7歳6カ月未満の幼児
接 種 市発行の「依頼書」を市内医療機関に持参して接種を受けてください。平成16年11月生の幼児に依頼書を1月10日頃に送付します。

その他 満7歳6カ月未満(接種日基準)の幼児で希望者には依頼書を発行します。下段の申込書に必要事項を記入して健康推進課へ。

※電話での申し込みは受け付けていません。

※風しん予防接種は、麻しん予防接種後に受けください。

▶ お子さんの麻しん・風しんの予防接種はお済みですか

麻しん・風しん対策を一層強化するために平成18年4月1日から麻しん・風しん予防接種の対象年齢と接種方法が変わります。まだ両方の予防接種が済んでいないお子さんは、平成18年3月31日までに予防接種を受けましょう。

◆接種対象年齢の変更

現 行 生後12カ月～生後90カ月未満

変更後 1期 生後12カ月～生後24カ月未満
2期 5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間

◆接種方法

現 行 麻しんまたは風しんの単抗原ワクチン接種

変更後 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンによる2回接種

新制度での対象(平成18年4月1日改正)

現行制度による接種歴	1期 混合ワクチン	2期 混合ワクチン
麻しんのみ接種	×(風しん単独 ○<任意>)	×
風しんのみ接種	×(麻しん単独 ○<任意>)	×
麻しん・風しんともに接種済み	×	×
麻しん・風しんともに未接種	生後12～24カ月のみ○	就学前1年間のみ○

注意

①平成18年3月31日までに麻しんおよび風しんの予防接種を受けた方(どちらかだけの場合含む)は1期および2期の対象になりません。ただし、麻しん・風しんのいずれかだけ接種した場合は任意でもう一方の予防接種(単独ワクチン)を受けることができます。

②平成18年3月31日までに麻しんおよび風しんの予防接種をどちらも受けていない方で、平成18年4月1日以降、2期の予防接種の対象に該当する方は2期のみ定期の予防接種として受けすることができます。

▶ 日本脳炎予防接種の第3期(14歳以上16歳未満の方)を廃止します

平成17年7月29日付け、厚生労働省の通知として「日本脳炎に係る定期の予防接種の第3期予防接種(14歳以上16歳未満の者)を廃止する」との公布があり、その対象年齢の方は平成17年7月29日から定期予防接種の対象外となりました。日本脳炎第3期予防接種の廃止は、近年、日本脳炎患者の発生動向が極めて少なく、また第2期までの予防接種による抗体で充分な免疫力があるという理由によるものです。

現在、日本脳炎予防接種については、予防接種法に基づき実施をしておりますが、厚生労働省の通知により平成17年5月30日付けで積極的な勧奨を差し控えています。新しいワクチンでの接種は現在のところ未定です。

住宅用火災警報器の設置について

消防法が改正され、住宅用火災警報器を全国一律に設置することが義務付けられました。その設置基準等について、前号までの「広報やわた」でお知らせしていますが、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日までに設置していただくことになっています。

設置する部屋は主に寝室（普段の就寝に使われる部屋）、子供部屋や老人の居室など就寝に使われている部屋が対象となります。

階段の上部の設置については寝室がある2階

・3階の天井部分に設置します。2階・3階部分に寝室が無い場合、設置は免除されます。

警報器を設置する必要がなかった階でも就寝に使用しない居室、四畳半以上（床面積7平方メートル以上）の部屋が5つ以上ある場合には、廊下に設置することになります。

◆「悪質な訪問販売にご注意ください！」

消火器と同様、悪質な訪問販売や点検をする者が出てくる恐れがありますので、十分注意してください。消防職員が販売することはありません。不審なことがあれば消防本部予防課（☎981-4119）へ問い合わせください。

問い合わせ 消防本部予防課

▶平成18年度アルバイト登録者を募集

市は、次の職種のアルバイト登録者を募集します。

募集職種 一般事務、幼稚園教諭、保育士、保育補助員、看護師、保健師、医務員、調理員、図書館司書、清掃作業員、放課後児童クラブ指導員

勤務時間 職種や職場により勤務時間が異なります。

賃金 職種や資格の有無により金額が異なります。

応募条件 平成18年4月1日現在、満18歳以上65歳までの健康な人。ただし、高校生は応募できません。

登録有効期間 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間

応募方法 1月4日（水）から3月31日（金）までに市指定の登録申込書に必要事項を記入のうえ写真（縦4cm×横3cmで単身・無帽・正面・胸上サイズ）を添付して、市役所人事課へ提出してください。なお、申込書は人事課にあります。

問い合わせ 人事課

▶高校へ入学される方へ入学支度金支給

対象 市内に住所を有し、平成18年高校入学予定者で、生活保護法により保護を必要とする状態にある人で現に保護を受けない人、またはこれに準ずる人。
※所得制限あり。

申し込み 1月31日（火）までに市役所学校教育課へ申請用紙を提出してください。

その他 母子家庭奨学金など国や府の奨学金制度等により入学支度金またはこれに類似する補助を受ける人は対象外となります。

※次年度以降、本制度は事業見直しにより廃止する予定です。

区分	支給額
国・公立	60,000円
私立	100,000円

問い合わせ 学校教育課

▶大学(短大)へ進学される方へ奨学金を貸し付けします

対象 市内在住者で平成18年4月に大学（短大）に入学する方

申請期間 1月4日（水）～20日（金）

必要書類 申請書、課税証明書、住民票謄本

※申請書は市役所学校教育課にあります。

区分	貸付額	貸付人数
入学金	公立大学 300,000円 私立大学 600,000円	3人 10人

※貸付人数は申請の状況により変更になることがあります。

※次年度以降、本制度は事業見直しにより廃止する予定です。

問い合わせ 学校教育課

▶今春、小・中学校へ新入学される皆さんへ就学通知書を届けます

【新小学1年(平成11年4月2日～平成12年4月1日生)】

1月17日頃までに郵送します。同封の入学届に必要事項を記入し、入学する小学校に提出してください。

【新中学1年(平成5年4月2日～平成6年4月1日生)】

①市内の小学校(美豆小を含む)に在学の場合、学校から本人に渡します。同封の入学届に必要事項を記入し、在学している小学校に提出してください。

②市外の小学校に在学の場合、1月17日頃までに郵送します。入学届に必要事項を記入し、就学通知書に記載している中学校に提出してください。

◆国立や私立の小・中学校に入学予定の人も就学通知書に記載している学校に入学届を提出してください。予定されている学校の入学が許可された時に、その学校の入学許可書を持って市役所学校教育課で入学変更の手続きをしてください。

※1月20日(金)を過ぎても通知書が届かない場合は、学校教育課に連絡してください。

問い合わせ 学校教育課

【写真】	実石櫻や紅葉の俳句	古稀を知り去りにし友の数をよむ	短歌
年よりは何すべもなく師走かな	大崎 金彦	柴田 九一郎(八幡清水井)	
岩崎ヨシ(内里)	橋本栗ヶ谷		

新春を迎え、市民の方が今年をどのような年にしたいと思っているのか、聞いてみました。

あなたも一言

男山弓岡 辻村 芳子さん



おとしから四国88カ所巡りを始めました。きっかけは、主人がもともと巡っていたのですが、途中で亡くなってしまったので私が一から始めようと思ったことです。今までに42カ所巡ったので、順調にいけば今年中に達成できそうです。がんばります。

八幡高畠 田畠 ミヤ子さん



2年前に「いきいき元気塾」で初めて老人憩いの家「八寿園」に行きました。みんなで体操をしたり、話をきいたりとても楽しかったです。「八寿園」にはお風呂などもあり、毎日来ています。友だちもできました。今年も健康で「八寿園」に通い、楽しい催しに参加したいです。

男山弓岡 井上 恒伸さん



由起子さん

3月に出産をひかえています。お腹の赤ちゃんに昔話や童謡を聞かせるのがよいといわれて、毎日実行しています。できれば、立会い出産で2人で力を合わせて新たな命を迎えるたいです。何よりも元気で生まれて、無事に育つてくれることを期待しています。

今月のテーマ

一年の計

国民年金からのお知らせ

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人が加入することになっています。

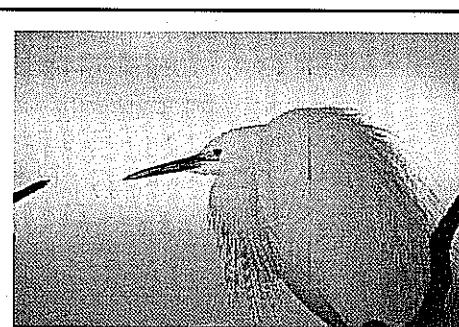
国民年金の加入者（被保険者）は、次の三種類です。①自営業、学生などは第1号被保険者に、②サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第2号被保険者に、③第2号被保険者に扶養されている配偶者（妻・夫）は第3号被保険者になります。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる年金制度です。老後の所得保障だけでなく、さらに、病気やけがで障害が残ったときや、18歳未満の子供を残して父親が亡くなったときにも年金を支給して、思いがけない人生の「万一」もサポートします。また、年金制度を社会経済と調和した持続可能なものにして、制度に対する信頼を保護するために、制度改正も行われました。「多段階免除制度」や、若年の就業困難者に対する「納付猶予制度」の導入など、国民年金保険料を納めやすいようにするための改正が行われ、順次実施されています。

加入手続きは、第1号被保険者は市役所で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを経由して行います。第2号被保険者は、厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行うので、個別の手続きは必要ありません。20歳になったら忘れずに手続きを行ってください。

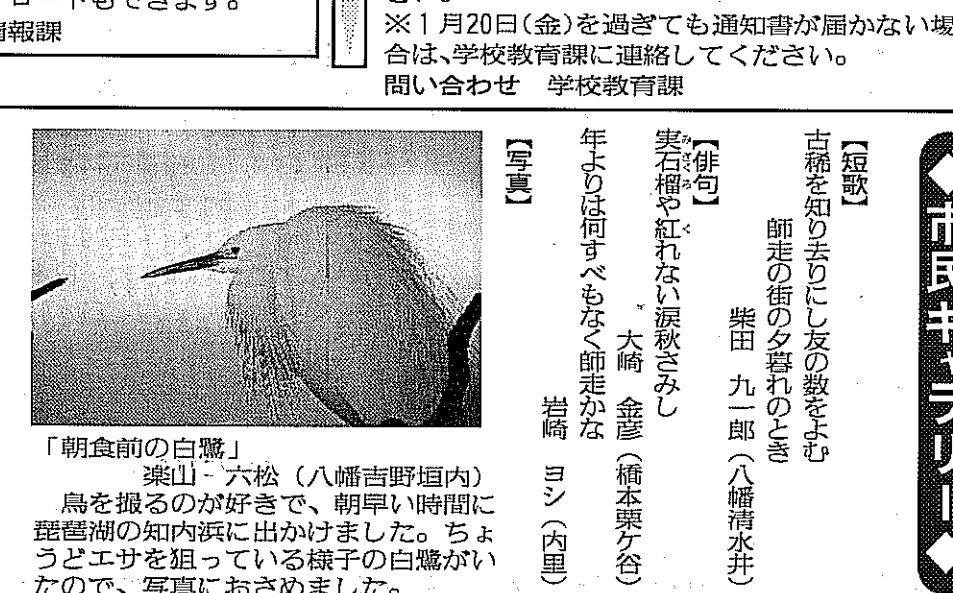
問い合わせ 国保年金課、京都南社会保険事務所（☎643-3541）

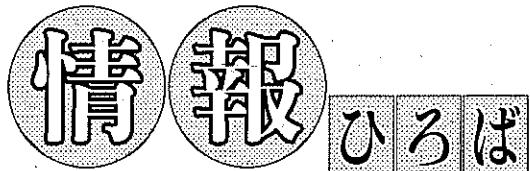
※皆さんの作品で、広報やわたの紙面を飾っています。応募作品の一部で、このコマで紹介します。作品は俳句、川柳、短歌、イラスト、詩などを（写真、イラストと共に）。1人1作まで、住所、氏名（ふりがな）、市役所へ送ってください。



鳥を撮るのが好きで、朝早い時間に琵琶湖の知内浜に出かけました。ちょうどエサを狙っている様子の白鷺がいたので、写真におさめました。

所電話番号を明記して、住所、氏名（ふりがな）、市役所へ送ってください。





市役所への問い合わせは
☎ 983-1111 (代) へ

市の主催・共催・後援のみです

スポーツ

▶協会長杯バドミントン大会

日 時 1月29日(日)午前9時~午後6時
場 所 市民体育館
対 象 バドミントン愛好者
参加費 1人1,000円(協会未登録の方は 別途登録料1人500円が必要です)
競技方法 団体戦のリーグ戦方式
申し込み・問い合わせ 1月16日(月)までにファックスで住所、氏名、年齢、性別、バドミントン歴、連絡先を明記の上、市バドミントン協会 藤元(☎・FAX981-9117)へ。なお、参加費は1月16日(月)までに指定口座(京都銀行男山支店 普通N.O. 777764 住)へチーム名、代表者氏名を明記して振り込んでください。

▶ファミリースキー＆スノーボードツアー

日 時 2月18日(土)
午前5時30分出発
午後9時頃帰着予定
場 所 ひるがの高原スキー場(岐阜県)
対 象 市内在住・在勤の方とその家族
定 員 50人(申し込み多数の場合は抽選)
参加費 1人3,500円(レンタルスキー・スノーボード・リフト券代は別途必要)
内 容 ジュニアスクール、自由滑走
指導者 市体育指導委員
持ち物 朝食・タオル・着替え
申し込み・問い合わせ 1月10日(火)~20日(金)の期間中に電話で社会教育課へ

豪 集

▶第16回ほのぼのやわた観光写真コンクール作品募集

テーマ やわたの四季
規 格 カラープリント4ツ切(ワイド版可)で観光パンフレット等に使用できるもの。新しい作品で単作品、未発表のものに限る。応募は3点まで。
応募期間 1月4日(水)~2月10日(金)
展示期間 3月11日(土)・12日(日)、文化センター1階展示室で
応募・問い合わせ先 ☎614-8501 市役所商工観光課内 市観光協会事務局(☎983-1111)へ ※郵送可。

▶子育て講座「親子で楽しもう人形劇」

親子で人形劇と一緒に見ましょう。簡単な人形の作り方も紹介します。
日 時 1月30日(月)
午前10時~11時30分
場 所 みその保育園
対 象 市内在住の1歳位~就学前の親子
定 員 35組の親子(先着順)
参加費 無料
申し込み・問い合わせ 1月16日(月)までに電話で子育て支援センター「あいあいポケット」(☎983-8747)へ

▶合同研修会—JP WARNS「大人の自律 子どもの自立」

日 時 1月28日(土)
午後1時30分~4時30分
場 所 文化センター 小ホール
内 容 【第1部】講演会「ほっと子育て～お母さんだってほめられたい～」(講師:ルポライター・フリージャーナリスト・自己尊重トレーニングトレーナー北村年子さん)
【第2部】グループワークによる自己尊重ワーク
※入場無料、申し込み不要です。
問い合わせ 社会教育課

▶要約筆記入門講座

中途失聴者・難聴者のために会議や講義内容をその場で要約して筆記する要約筆記の技術を学びませんか。パソコンを活用する場合もあるので、要約筆記とパソコンに興味のある方の参加も歓迎します。

日 時 1月23日(月)、30日(月)、2月6日(月)、15日(水)、20日(月)、27日(月)の全6回
午前10時~正午

場 所 福祉商工会館
内 容 難聴者への理解を深めるための講義と実技指導(速く、正しく、読みやすく書くためのポイントが中心)
受講料 無料(ただし、テキスト代500円が必要)

申し込み・問い合わせ 1月18日(水)までに電話で社会福祉課へ

▶第23回八幡市展作品募集

展示日時 3月19日(日)~21日(火・祝)
午前10時~午後5時(最終日は午後4時まで)

出品対象者 市内在住・在勤・在学の方(中学生以下は除く)

出品種目

【書の部】かな・漢字・調和体・篆刻・その他

【絵画の部】日本画・水墨画・油絵・水彩画・版画・その他

【工芸の部】手工芸・その他美術工芸作品

【陶芸の部】陶器・磁器・楽焼・その他

【写真の部】風景・人物・動植物・静物・その他

規 格 作品はいずれも個人の創作であり未発表のもの(書は臨書も可)。出展は各項目ごとに1人1点まで。大きさは絵画は30号、書は縦200cm×横200cm、工芸・陶芸で平面作品は縦200cm×横200cm、立体作品は縦100cm×横100cm×高さ180cm、写真は全紙をそれぞれ超えないものとします。書および絵画は軸装または額装をしてください。写真は単作品とし、額・パネルとしてください。

出品料 1点につき1,200円

申し込み 所定の用紙に必要事項を記入し、作品に出品料をそえて、2月25日(土)午後1時~4時に文化センター2階会議室1へ提出してください。

問い合わせ 市文化協会(☎・FAX983-9202、火・木・金の午前9時~午後4時)

▶シルバー人材センターパソコン教室

日 時 毎週(月・火・木・金・土)
・午前コース(午前9時30分~正午)
・午後コース(午後1時30分~4時)

※上記の曜日・時間以外の相談も受け付けます。

場 所 シルバー人材センター

コース内容

- ①パソコン入門と文書作成初級(ワード)
- ②文書作成中級(ワード)
- ③インターネット
- ④表計算入門(エクセル)
- ⑤画像処理(デジカメ写真の加工ほか)

※特別コースは「動画・音楽メールの作成」。

受講料 1回2,400円 ※テキスト代300円

申し込み・問い合わせ 同事務局(☎983-0822)

イベント

▶第22回綾喜青少年の主張大会

日 時 1月22日(日)午後1時~4時
場 所 宇治田原町総合文化センター(宇治田原町大字岩山小字沼尻)

内 容 家庭・学校・子ども会活動・地域や団体活動・社会および友だち等との関わりの中で感じていることや、大人や社会などに訴えたいことを青少年が発表します。

※参加無料、申し込み不要です。

※手話通訳と要約筆記を希望される方は1月13日(金)までに下記の問い合わせ先へ連絡ください。

問い合わせ 綾喜地区青少年問題連絡協議会(☎0774-62-0173、FAX0774-63-6461)

▶初春のつどい

ウォークラリー&お茶を一般

新春を迎える、気分も新たにウォークラリー形式で体力づくりと親睦を図ります。お気軽にご参加ください。

日 時 1月8日(日)午前9時~正午

集合場所 松花堂美術館前広場

※車での来場はご遠慮ください。

コース 松花堂美術館~市役所~八幡宮頓宮(高良神社)~同宮境内エジソン記念碑前~男山レクリエーションセンター~さつき近隣公園~さくら近隣公園~松花堂美術館(全長6.5km)

問い合わせ 社会教育課、市民交流センター(☎983-9202)

※参加無料です。賞品・参加賞があります。

※申し込みは当日集合場所で受け付けます。

▶第22回市民コーラスのつどい

日 時 1月22日(日)午後1時30分開演

場 所 文化センター 小ホール

出 演 一般市民合唱団および音楽連盟合唱団計11団体

全員合唱 「涙そうそう」「花」

※入場無料です。

問い合わせ 市文化協会(☎・FAX983-9202、火・木・金の午前9時~午後4時)

▶第9回松花堂新春書初め席書大会

作品展

日 時 1月24日(火)~2月5日(日)

午前9時~午後5時

※入館は午後4時30分まで。最終日は午後4時までです。

場 所 松花堂美術館

入場料 無料

問い合わせ 社会教育課

松花堂ふれあい市

○日 時 14日(土)、21日(土)、28日(土)

午前9時~11時

○場 所 松花堂美術館

流れ橋ふれあい市

○日 時 8日(日)、15日(日)、22日(日)、29日(日)

午前10時~正午

※8日(日)は大根の炊き出しがあります。

○場 所 やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」

※売り切れの際は、ご容赦ください。

問い合わせ 農政課

市政情報

▶放課後児童健全育成施設の入所を受け付けます

市は1月10日(火)から放課後児童健全育成施設の4月からの入所を受け付けます。

各施設及び市役所児童福祉課で1月5日(木)から申請用紙を配布し、1月10日(火)から31日(火)までの間の正午から午後6時まで各施設で申請を受け付けます。その後は3月24日(金)まで市役所児童福祉課で受け付けします。

問い合わせ 児童福祉課

▶交通災害共済事業見舞金の請求期限は事故から2年間です

交通災害共済の見舞金の請求期限は、平成18年3月31日(金)となっていますので、速やかに請求を行ってください。

請求対象者 以下の全てに該当する方

- ①平成15年度に交通災害共済に加入された方
- ②平成16年3月31日までに発生した交通事故にあわれた方
- ③請求日が、交通事故の日から2年を経過していない方

※交通災害共済事業は平成15年度末(平成16年3月31日)で廃止されています。

問い合わせ 管理・交通課

生活情報センターだより

まだまだ続く架空・不当請求

パソコンや携帯電話の有料番組サイトの情報利用料金や、消費者金融の借金などの督促を「緊急通告」や「最終通達」と称して応じなければ「回収員が自宅へ出向く」「勤務先を調査」「給料の差し押さえ」「強制執行」「信用情報機関に登録」などの脅し文句を入れて、はがきや封書で送りつける、架空請求（不当請求）が後を絶ちません。

★「〇〇法律扶助協会」「法務省認可法人」など虚偽の表示をしたり、「弁護士法律事務所」「債権回収会社」をかたって「代金未払い」で提訴する。至急、その取り下げのための連絡が欲しいなどと記載して不安をあおり、連絡をさせるのが目的のケースです。

★はがきではなく、電話などで直接、支払いを

請求してくる場合は、利用明細の提示を求め、請求の根拠を聞いたらしく、示さなければ支払いに応じる必要はありません。

★最近、封書で〇〇裁判所からの支払督促や少額訴訟などの通知を装い、書類を偽造し送つてくるケースがありますが、書類の真偽の判断は難しいので放っておらず、実在する裁判所に確認し、具体的な対応策は生活情報センターや弁護士等に相談して下さい。

★身に覚えのない請求は無視し、利用していない場合は支払わない。請求書などに記載された連絡先に不用意に連絡するのは、こちらの電話番号など個人情報を相手に知らせる事になるので、絶対にやめましょう。

◆問い合わせ 生活情報センター(☎983-8400)



短 信

▶視覚に障害のある方へ 餅つきで交流しませんか

日 時 1月22日(日)
午前10時30分～午後2時30分
場 所 福祉センター
対 象 視覚に障害のある方とその家族の方
参加費 1人100円
申し込み・問い合わせ 1月13日(金)までに社会福祉協議会ボランティア活動センター(☎983-4450、FAX983-5798)へ

▶第4回都々城茶生産組合長杯茶香服大会

5種類のお茶の銘柄を当てる、茶香服大会の参加者を募集します。
日 時 1月27日(金)午後1時～4時
場 所 やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」
定 員 50人(先着順)
参加費 無料
賞 品 優勝、2位、3位、飛び賞、参加賞
申し込み・問い合わせ 1月20日(金)午後4時30分までに電話で市役所農政課または四季彩館(☎983-0129)へ

▶「車いすダンス」参加者募集

障害がある方やない方も楽しく踊ってみませんか。
日 時 1月29日(日)
午後1時30分～3時30分
場 所 文化センター1階 展示室
定 員 20人(先着順)
※参加無料。電動車いすの方も参加いただけます。
申し込み・問い合わせ 障害者生活支援センター やまびこ(☎972-2880、FAX982-2340)

▶戦没者等の遺族に弔慰金を支給

戦没者等の遺族に対し、改めて特別弔慰金が支給されます。該当者は請求手続きをしてください。
対 象 昭和6年9月18日以降の事変、または戦争による戦没者等の遺族。ただし、遺族は戦没者等の死亡当時、生まれていたことが要件です。子については胎児も含まれます。平成17年4月1日現在において遺族年金等を支給されている方がいる場合は該当しません。

支給順位 ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦1年以上生計関係のあった3親等内の親族

支給額 額面40万円、10年償還の国債

請求期限 平成20年3月31日

請求手続き 市役所福祉総務課で平日の午前10時～午後4時に受け付けています。詳しくは、府高齢・援護室へ

問い合わせ 府高齢・援護室(☎414-4623)

▶八幡警察署の管轄が広がります

4月1日(土)から伏見警察署が管轄する八幡市の一帯(八幡在應寺、八幡池ノ首、八幡カイトリ、八幡伏ノ木、八幡八萩、八幡狐川、八幡溝落、八幡林ノ元)と宇治警察署が管轄する八幡市の一帯(八幡沢、八幡松ヶ本、八幡蘿池、八幡源野、八幡燒木、八幡一丁畠、八幡針ノ木内)が八幡警察署の管轄となります。

問い合わせ 八幡警察署(☎981-0110)

生 活

▶食用廃油の回収日程表

問い合わせ 環境事務所

日程	回収場所
11日(水)	上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイツ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、南ヶ丘隣保館、八幡御馬所、南山小西側
13日(金)	長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺跡公園、柿ヶ谷集会所、福穂谷114・166番地

※回収日の午前8時までに出してください

▶し尿収集日程のお知らせ

問い合わせ 城南衛管(☎631-5171)

1月の収集日	収集地域
20日(金)	川口高原
24日(火)	橋本、科手、土井、高坊、大谷、山柴、千束、塙内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森
5日(木) 25日(水)	御馬所、城ノ内、菖蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、双栗、三ノ甲、沓田、河原崎、五反田、平谷、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、松原、広門、植松、女郎花、高畑、神原、三反長、舞台、吉原、渡ル瀬、盛戸、柿木垣内、小松、森垣内、名残、源氏垣外、川口(高原を除く)
6日(金) 26日(木)	清水井、式部谷、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山青井、男山松里、月夜田、久保田、中ノ山、山田、一ノ坪、砂田、安曇塚、福禄谷、枚方バスターミナル、高畠、神原、三反長、舞台、吉原、渡ル瀬、盛戸、戸津、長町、樋ノ口、沢
7日(土) 27日(金)	南山、蜻蛉尻、内里新田、内里、美濃山
10日(火) 30日(月)	里上津屋、浜上津屋、野尻、岩田、上奈良

▶不用品情報(12月21日現在)

★ゆずります

【スポーツレジャー用品】スキー板と靴(無料) 【ベビー用品】A型ベビーカー(2,000円) ▽B型ベビーカー(2,000円) ▽ベビー布団セット(3,000円) ▽頭部用ベビーガード(1,000円) ▽ハイアンドローチェア(無料) ▽ジュニアシート(無料) 【その他】八幡幼稚園トレーナーとズボン(無料)

★ゆずってください

【乗り物】大人用自転車【スポーツレジャー用品】3歳児用柔道着【楽器】子供用ピアノ補助ペダル【電気製品】パソコン▽テレビ▽ワープロ【ベビー用品】ベビーベッド【その他】男山第二中学校男子制服と体操服

問い合わせ 生活情報センター(☎983-8400)

緊急時あわてずあせらず110番

1月10日は、「110番の日」です。110番は「あわてずに落ち着いて」「何があったのか」をお知らせください。

八幡警察署(☎981-0110)

▶飼えない犬・猫の引き取り日

飼えない犬・猫の引き取り日は10日(火)、17日(火)、24日(火)、31日(火)です。時間は午前8時30分～9時30分、場所は市役所環境保全課です。

問い合わせ 環境保全課

▶大型ごみ祝日持ち込み

1月の大型ごみ祝日持ち込みは9日(月・祝)の午前9時～正午です。場所は市役所別館環境事務所です。

問い合わせ 環境事務所

○今月の新着図書紹介○

【児童図書】

「走れ、セナ！」

香坂直作

スパイクがなくったって、陸上部が解散になったって、クラスの班がえが最悪だって、なんだって、やるっきゃないんだよ！

「うっそだー！」だの「そんなのアリ？」だの言ったって、仕方ない。とにかく前へ進むしかないんだよ。そうだよ！ 「走れ、セナ！」

小学上級から

【成人図書】

落葉同盟

赤川次郎

写楽・考

北森鴻

虹色にランドスケープ

熊谷達也

祝福

玄侑宗久

アッコちゃんの時代

林真理子

にぎやかな天地 上・下

宮本輝

天命

五木寛之

京都読書空間

桜風舎

【参考図書】

全国市町村要覧 平成17年版

市町村自治研究会

▶図書館の休館日

図書館は毎週月曜日、1日(日)～4日(水)の休館日です。10日(火)・振替休館日、26日(木)は休館します。

◆八幡市民図書館/☎982-7322

◆男山市民図書館/☎982-4123

▶自動車文庫の巡回日程表

大雨注意報・警報発令時は運休

巡回地区(停車場所)	日	時間
八幡小松(南ヶ丘保育園)	20日	14:00～
欽明台東(欽明つづじ公園)	21日	14:50～
内里(有都小学校)	22日	15:40～
川口(まつむし児童公園)	23日	16:20～
下奈良今里(都隣保館)	24日	14:10～
美濃山御幸(みゆき南公園)	25日	15:00～
美濃山出島(農協集荷場)	26日	15:40～
岩田岩ノ前(石田神社御旅所)	27日	16:20～
岩田松原(巽龍夫さん宅前)	28日	14:10～
八幡山田(しののめ公園)	29日	15:00～
美濃山幸水(幸水集会所)	30日	15:40～
八幡樋ノ口(今井工作所前)	31日	16:30～
男山笛谷(わかたけ保育園)	1日	14:10～
橋本意足(あらかし公園)	2日	15:00～
橋本西山本(橋本橋東側)	3日	15:40～
西山足立(橋本児童センター)	4日	16:20～
内里(有都福祉交流センター)	5日	14:00～
上津屋里垣内(地区センター)	6日	14:40～
八幡長町・北(シンエイ化学内)	7日	15:30～
橋本栗ヶ谷(メロディハイム前)	8日	16:20～
八幡軸(南ヶ丘児童センター)	9日	14:00～
橋本塙釜(島岡歯科医院前)	10日	14:40～
上津屋浜垣内(御旅所)	11日	15:30～
八幡長町・南(児童遊園)	12日	16:20～

◆寄付・寄贈◆

多くの方々から市に多額の寄付や寄贈をいただきました。ありがとうございました。

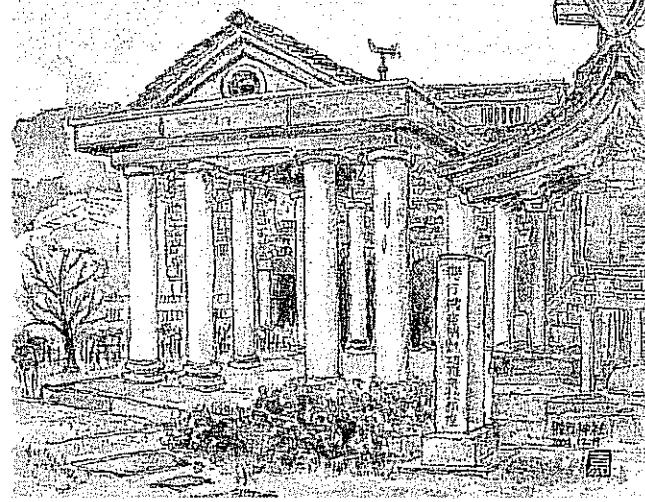
◆家村博史さんから昨年11月25日、「障害者福祉に役立ててください」と市に金100万円を寄付していただきました。ありがとうございました。

◆八幡市建設業協同組合(櫻井和男理事長)の皆さんから昨年11月30日、「福祉に役立ててください」と市に金10万円を寄付していただきました。ありがとうございました。

◆京都やわたライオンズクラブ(林高彦会長)の皆さんから

ひこうじんじゅにのみやちゅうはち
飛行神社と二宮忠八

飛行神社は、大正4(1915)年、航空界のパイオニア、二宮忠八が八幡市八幡土井の自宅邸内に創建したのが起りである。忠八は、慶應2(1866)年6月、愛媛県八幡浜に誕生。独学で作った帆は、独創的かつ奇抜で「忠八



帆」と呼ばれた。明治20(1887)年12月、丸亀歩兵連隊に入隊。四国山岳地帯で演習中、鳥が残飯を求める姿に興味を示し、空を飛ぶ機械の発明に大きなヒントとなった。以後、研究を重ねて明治24(1891)年4月29日、日本人初のゴム動力による「カラス型飛行器」の飛行に成功。次に人の乗れる「玉虫型飛行器」の考案に着手。明治26(1893)年に設計を完了し、軍で研究開発してもらおうと願い出たが却下され、独立完成を決意。資金を貯え、自力で飛行機開発の条件が整った明治33(1900)年、京都府八幡町に土地を求め、開発に努力していたところ、明治36(1903)年12月17日、ライト兄弟が飛行機を完成させ、飛行に成功したとの報を聞くことになった。忠八は無念の涙を流し、「飛行機を作ったとしても真似という評価しか受けないと製作を断念した」という。



<10>

お気軽に

ご相談ください

市役所へは代表番号(☎983-1111)から各課にお問い合わせください。

☆弁護士相談 市民自治・安全課

【電話予約制先着順、定員になり次第締切】

京都弁護士会より派遣された弁護士が相談に応じます。

*時間はいずれも午後1時30分～4時

17日(火)<予約は10日～>

市役所1階会議室(北玄関西)

24日(火)<予約は17日～>

生活情報センター

31日(火)<予約は24日～>

生活情報センター

2月7日(火)<予約は31日～>

市役所1階会議室(北玄関西)

*電話予約の受付は、午前9時から、生活情報センター(☎983-8400)で行います。

☆行政相談 市民自治・安全課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。

10日(火)・25日(水)午後1時～4時

市役所1階会議室(北玄関西)

☆人権相談 人権同和啓発課

人権の侵害や差別、いやがらせなど、人権に関わる相談を人権擁護委員が応じます。

16日(月)・23日(月)午後1時～4時

文化センター2階会議室1

☆年金相談 国保年金課

受給年金額に関する事や年金の請求について、社会保険事務所職員が相談に応じます。

24日(火)午後2時～4時

文化センター2階会議室1

【国民年金基金の相談】

国民年金基金は老後の所得保障を行うため、第1号被保険者が受けける老齢基礎年金に独自の年金を上積みし、国民年金より手厚い給付を行う制度です。

この制度の相談会を1月27日(金)午前10時～午後4時、文化センター2階会議室1で行います。問い合わせは京都府国民年金基金(☎212-8415)へ。

☆障害児者相談

社会福祉課

障害のある方やその家族からの相談に応じます。

17日(火)午前10時～正午 福祉商工会館

☆家庭児童相談室

児童福祉課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。

月曜～金曜日(祝日除く)

午前10時～午後5時
市役所児童福祉課内

☆母子父子家庭相談

児童福祉課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。

火曜日 午前10時～午後5時

市役所児童福祉課

☆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター(☎983-2000)

困りごとの内容を問わず、専任相談員が相談に応じます。

【常設相談】月曜～金曜日

午前9時～午後4時

福祉商工会館内社会福祉協議会

*12月29日(木)～1月3日(火)は休み。ただし年末年始の電話での相談は受け付けています。

【出張相談】10日(火)午後1時30分～4時

八寿園

☆女性相談

人権同和啓発課

パートナーからの暴力、つきまとい、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。

月曜～金曜日(祝日除く)

午前10時～午後5時
市役所人権同和啓発課

☆介護相談

高齢介護課

高齢者の介護に関する相談やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報提供を行います。

月曜～金曜日(祝日除く)

午前8時30分～午後5時

基幹型在宅介護支援センター(市役所高齢介護課内)

*以下の施設では24時間相談を受け付けています。

京都八勝館在宅介護支援センター(☎982-3883)、在宅介護支援センターまばと(☎982-8000)、ひまわり園在宅介護支援センター(☎983-8112)、在宅介護支援センター有智の郷(☎972-1000)

【子育て相談】
子育てについて悩んでいること、困っていることなど、気軽に相談してください。
月曜～金曜日(祝日除く) 午後1時～5時
子育て支援センター(☎983-8747)
第二子育て支援センター(☎981-5009)

申し込みは 子育て支援センター

あいあいポケットへ

(八幡園内92-1
みその保育園内/☎983-8747)

*12月29日(木)～1月3日(火)は休みです。

【赤ちゃんの広場】妊娠中の方から1歳半位までの親子が対象。今月は「布であそぼう」。時間は午前10時～11時15分です。

11日(水) 美濃山コミュニティセンター

18日(水) 有都保育園

18日(水) くすのき保育園

25日(水) 美濃山グリーンタウン集会所

【あそびの広場】子育て支援センターで開きます。時間は午前10時～11時30分です。

今月は「たこ作り」(5日・12日)、「小麦粉粘土遊び」(19日・26日)です。

A組 5日(木)・19日(木)

…1歳半～2歳位の親子対象

B組 12日(木)・26日(木)

…2歳位～就学前の親子対象

【おしゃべりサロン(パートⅠ)】2カ月～6カ月位の親子が対象。お母さん同士でいろんなおしゃべりをしましょう。子育て支援センターで開きます。

20日(金) 午前10時～11時15分

申し込みは 第二子育て支援センター
そよかぜへ

(八幡三反長1
南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

*12月29日(木)～1月3日(火)は休みです。

【そよかぜあそびの広場】1歳半位～就学前の親子が対象。第二子育て支援センターで開きます。今月は「たこ作り」(10日)、「小麦粉粘土遊び」(24日)です。

10日(火)・24日(火)午前10時～11時30分

【美濃山あそびの広場】1歳半位～就学前の親子が対象。美濃山コミュニティセンターで開きます。今月は「たこ作り」(11日)、「小麦粉粘土遊び」(27日)です。

11日(水)・27日(金) 午前10時～11時30分

【おしゃべりサロン(パートⅡ)】6カ月位～就学前の親子が対象。自由に遊んだり交流をしましょう。第二子育て支援センターで開きます。

17日(火)・31日(火)午前10時～11時15分

●保育園の開放日

南ヶ丘保育園(☎981-3125)

…12日(木)・16日(月)

南ヶ丘第二保育園(☎982-3330)

…13日(金)・19日(木)

みやこ保育園(☎981-2511)

…10日(火)・16日(月)

みその保育園(☎981-8101)

…11日(水)

有都保育園(☎981-0873)

…25日(水)

わかたけ保育園(☎983-1313)

…11日(水)・17日(火)

くすのき保育園(☎983-1200)

…6日(金)・12日(木)

ぶどうの木保育園(☎982-9013)

…12日(木)

山鳴保育園(☎981-0982)

…18日(水)

*時間は午前10時～11時30分です。

*申し込み不要。雨天決行。直接、園にお越しください。

*内容など詳しくは園におたずねください。

*子育て相談も行っています。

●幼稚園の開放日

八幡幼稚園(☎981-0180)

…18日(水) 午前10時～11時30分

八幡第二幼稚園(☎981-6950)

…25日(水) 午前10時30分～11時30分

八幡第三幼稚園(☎982-8566)

…18日(水) 午前10時～11時30分

八幡第四幼稚園(☎982-2447)

…13日(金) 午前10時～11時30分

橋本幼稚園(☎982-0607)

…18日(水) 午前10時30分～11時30分

有都幼稚園(☎981-0873)

…25日(水) 午前10時～11時30分

早苗幼稚園(☎981-2268)

…11日(水) 午前10時30分～正午

なるみ幼稚園(☎982-3368)

地域の力でこどもを守る!

登校時、小学生に「おはよう」と声をかけた際の写真
自治会の皆さん (12月12日、八幡第五小学校)

子どもの安全を地域ぐるみで守る取り組みが市内全域で行われています。昨年夏、市内11小学校すべてに住民による学校安全ボランティアが発足しました。

地域の力で学校と子どもの安全を確保する文部科学省の事業で、本市はそのモデル地域に選ばれました。現在、警察官OBらによる地域学校安全指導員と学校安全ボランティアが、通学路などでパトロール活動などを行い、子どもたちを見守っています。

市内の自治会では、交差点での立ち番やあいさつ活動を取り組んでいます。なかでも、長沢自治会では、防犯部のメンバーなどが週2回、八幡第五小の校門前に立

長沢自治会があいさつ活動

ち、児童いた「おはよう」と声かけを続けています。あいさつが飛び交う地域は不審者が近づきにくいとされます。「効果があらわれるまで時間がかかるが続けたい」とメンバーらは話しています。

広島県と栃木県で相次いだ女児殺害事件では共に、通学路で児童が一人になったときに発生しました。登下校をはじめ、塾通い、遊びの行き帰りなど、子どもを「一人にさせない」ことが大切です。

学校安全ボランティアなど子どもの安全を守る活動に皆さんのご協力をお願いします。

元気いっぱいにスタートするランナーたち(市民スポーツ公園)



さっそう860人

「八幡市民マラソン大会」が12月4日、市民スポーツ公園を発着点に開かれました。

冷たい雨が降るなか、市スポーツ少年団員のか、中・高校生、市民、近隣住民らが参加し、計860人が完走しました。

午前10時にハーフマラソンのランナーらがスタートし、続いて2キロ、3キロ、親子ペア(2キロ)、5キロ、10キロの順でスタートしました。

ランナーたちは沿道の温かい声援に笑顔で応えながら、さっそうと駆け抜けました。

今場には市民約3800

戦争それ自体がテロ

橋田幸子さん記念講演会

人が訪れました。

人権のつらいの記念事業で、人権意識の普及と高揚が目的です。

橋田さんは、平成16年5月にイラクで武装グループに襲撃され死亡した橋田信介さん

のページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。最近の話題や、広報紙についての意見を、秘書課広報係(0774-983-1111)お寄せください。

「戦争それ自体が一番のテロだ」と訴える橋田幸子さん

の妻です。講演で橋田さんは「今回の戦争の原因は米国のエネルギー確保にある。ほんの一握りの人間の利益のために多くの人の命が奪われているのか」と非難し、「子供は悪く、戦争は正義のように語られるが、戦争それ自体が一番のテロだ」と訴えました。

橋田さんは、「この国もどこかおかしい」と話して、「好きな人を増やす」と。死のうとも思わないし、好きな人が一人でも増えれば、その人数分だけ社会は明るくなる」と呼びかけました。

まだ日本で年間3万人以上が自殺している」とを伝え、「鉄砲の玉が飛ばなければ安全なのか。この国もどこかおかしい」と話して、「好きな人を増やす」と。死のうとも思わないし、好きな人が一人でも増えれば、その人数分だけ社会は明るくなる」と呼びかけました。

12月29日午前9時~30日午前8時、第二岡本▽12月30日午前8時~31日午前8時、宇治徳洲会▽12月31日午前8時~1月2日午前8時、田辺中央▽1月2日午前8時~4日午前8時、宇治徳洲会。

◎第二岡本総合病院(宇治市神明石塚0774-44-4511)◎宇治徳洲会病院(宇治市小倉町春日森0774-20-1111)◎田辺中央病院(京田辺市田辺中央0774-63-1111)

年末年始の業務

ごみ収集

△燃やすごみ・燃やさないごみ 12月30日まで。年始は1月4日から。

△大型ごみ 予約と持ち込み共に12月28日正午まで。年始は1月4日から。※持ち込みは環境事務所へ。

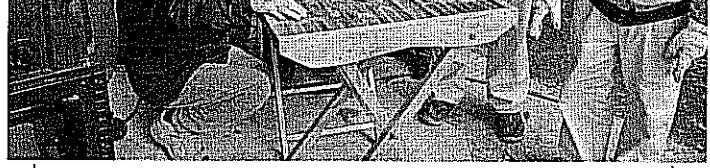
△資源物 12月28日まで。年始は1月5日から。

し尿収集

臨時収集(有料)を12月26日まで受付、収集は28日まで。年始は1月4日から受付、6日から収集。城南衛管0631-5171

市役所・窓口業務

12月28日まで。年始は1月4日から。死亡届などは市役所西の警備員室へ。



八幡の伐採竹を使って試作した折り畳みテーブルとイスの仕上がりを確認するメンバーら(12月17日、市福祉センター)

まちの話題

日曜大工グループ「とんかち」

定年退職した男性らでつくられた日曜大工ボランティア「どちらから」が昨年10月、府から認証を受けNPO法人(非営利組織)となり、高齢者や障害者のための注文イスや地震対策の家具の開発を始めました。メンバーらは趣味の木工や現役時代に培った能力を生かして、定年後の男性の生きがいや活躍の場づくりに挑戦しています。

とんかちは、ボランティア団体として平成9年に発足。障害者や高齢者の体にぴったりな椅子やイスづくりや、高齢者

宅など手作りの設置などをしてきました。

その後、注文が増えるにつれて、常に利用できる作業場や資材置き場が持てない、企業や役所と対等に交渉や連携をすすめて地域貢献したいと、NPO法人化しました。

今後、地震時の家具の転倒対策で、天井と家具の間にすっぽり収まる隙間家具の開発などをすすめる予定です。

代表の山岡重之さんは「世たい」と意欲的です。とんかちのホームページアドレスは